

成年養子の実態 (I)

— 北海道石狩・後志支庁管内の実態調査 —

相原 東孝

中川 良延

1. 序

わが国の養子制度はいま一つの大きな転機に差しかかっているといえよう。養子が成年者であれ未成年者であれ差別なく、どのような目的のためにこの制度を利用しようとも制約しないわが養子法の源流は、未成年養子にたいする家庭裁判所の許可という一石が投ぜられてから大きく未成年養子制度と成年養子制度の二つの流れを形成していったのであるが、それから十五年、未成年養子の方は欧米諸国における最近の動向の影響をもうけてたんに濫用的縁組の除去にとどまらず積極的に未成年者の福祉のための制度への道をすすみ、他方成年養子は、未成年養子の目的が明確になってくると対称的に、その無目的性がいよいよ暴露され、ひいてはこの制度の存在意義そのものが疑わしくなってきたのが現状である。こうして今日養子制度が遭遇している問題は、次のようなものである。すなわち、まず第1に立法論として、将来成年養子を廃止して未成年養子だけにするか、あるいはそこまでラディカルでなくとも、養子制度を成年養子と未成年養子の二本建の別個の制度とし、後者を本来の養子と考え前者にはもっと厳格な要件を課してのみ認めるようにすべきか、それとも無目的な現在の成年養子制度をそのまま維持してゆくか、という重要な問題がある。周知のようにこれらの点は昭和34年に公表された「法制審議会民法部会小委員会における仮決定及び留保事項(その二)」でも留保事項とされている(第二十八以下参照)。第2に現行

制度の解釈論としても、無目的なわが養子法のなかに、未成年養子に家庭裁判所の許可を要するという一片の条文を挿入したことが、未成年養子を成年養子と区別して独立の制度とし、しかもこの目的を未成年者の福祉のためのものとまで解釈的にもってゆくことができるかどうか、あるいはまた、成年養子についても、家制度を廃し個人の尊厳を基調とする現憲法の下で、究極において「家」の維持存続に奉仕しているような成年者の養子縁組を個別的に無効とする解釈が導き出せるものかどうか、これらは解決を迫られている問題である。そしてとりわけ成年養子をめぐる諸問題が今後もっとも重大化してくるのではなかろうか。

ところでこれらの当面する諸問題を適確に解決するにさいしては、養子縁組の実態の正確な把握が先決問題である。人はなぜある特定の人を養子として迎えるのか、また人はなぜある人を養親として親子関係を結ぶのか、この養子縁組という手段によって当事者が達成しようとしている目的は何なのか、そのような目的は養子縁組以外の他の方法では達成し得ないものなのかどうか、これらのことがらが明らかにされ、養子制度を支えている基盤の構造が解明されれば、われわれは養子縁組にたいする有効適切な解釈論ないし立法論を打ち建てることが可能になるだろう。

これまでのところ養子縁組に関する実態調査は非常に少ないのであるが、次のようなすぐれた調査の結果が公けにされている。

- A 金田宇佐夫「養子縁組許可後の実態」家庭裁判月報 3巻（昭和26年）12号〔以下「金田調査」と略称〕
- B 法務省民事局「養子縁組実態調査統計表」（第1回昭和31年）「養子縁組・離縁実態調査統計表」（第2回昭和32年）（いずれもプリント）〔以下「法務省調査」と略称〕
- C 名和由紀子「未成年者養子縁組—その実態と二、三の問題」法律時報 31巻（昭和34年）13号、潮見俊隆「未成年養子の許可」家族法大系Ⅳ所収（昭和35年）〔以下「潮見調査」と略称〕

D 山本正憲「養子縁組の実態と性格—特に岡山市における—」法経学会雑誌11巻1号(昭和36年)〔以下「山本調査」と略称〕

このうち金田調査と潮見調査はいずれも未成年養子のみを対象とするものであり、しかも前者は和歌山家庭裁判所管内の縁組許可事件でのちに不和となったケースの分析研究に主眼をおいたものであるが、後者は、昭和27年養子縁組事件のうち、東京家庭裁判所で許可した事件2,118件より300件をランダムに抽出、養親と調査当時15才以上の養子および実親の一部にたいしアンケート法・面接法を併用して行なった調査結果の分析である(養親からの回答172ケースが中心でそれに養子および実親からの回答若干が加えられている)。いずれも未成年養子の実態に関するすぐれた研究である。また法務省調査は特定の市区町村で養子縁組届の受理のさいに調査したもので成年養子と未成年養子の双方を含み、第1回調査は東京およびその周辺の都市で昭和30年2月—12月の11ヵ月間、第2回調査は、大都市6地区、小都市10地区、町村49地区について、昭和31年11月—昭和32年2月の3ヵ月間に受理されたものを対象としている。山本調査も成年養子・未成年養子の双方からなり、昭和32年4月から35年3月までに、岡山市に本籍のある者について出された養子縁組届1,151件の書面上の調査と、その中の500人の養親にたいするアンケート調査(回答134)を整理したものであり、従来の調査や外国の統計などと比較しながら興味ある論述がなされている。上にあげたもののほか昭和27年から整備された司法統計年報家事編は未成年養子の実態についての重要な資料を提供してくれる。そしてこれらの少ない資料を縦横に駆使して要領よき分析をなしている加藤一郎「図説家族法・養子縁組」(ジュリスト230, 231, 232号)は養子縁組の実態研究の現段階を示すものといえよう。

しかしこれらの調査からは未成年養子の実態は相当程度明らかにされたが、他方成年養子についてはある程度の推測を可能にするけれどもなお不完全をまぬがれないように思われる。とくに前述のようにわが養子法の特異性が問題化されてきている今日、成年養子について独自の实態研究は不可欠と

いなければならない。

このような観点からわれわれは成年養子の実態調査に取り掛った。しかし問題の重要性にかんがみ、調査を予備調査と本調査の二段構えにし、予備調査から得た結果をもとにして一定の仮説を設定し本調査でこれを検証するという方法をとることにした。本稿はこの予備調査の結果であるが、すでにこの段階で調査のこまかい進め方についていろいろと不備な点が生じてきた。したがってきわめて不完全なものであるがあえて公表し大方の御批判を仰ぐ次第である。

以下の論述は次の順序により行なわれる。第2章では調査の対象と方法を述べ、第3章はいちおう縁組届の記載事項から推測され得る縁組の実態にあて、第3章において養親と養子の双方にたいして送付したアンケートの回答から前章の推測を整理統合し、第5章の結びでこの予備調査をもとに成年養子の実態に関する幾つかの仮説を立てることにしたい。なおこれらの論述を通じてできるかぎり前記従来の調査との比較を行なってゆくつもりである。

2. 調査の対象と方法

われわれがこの予備調査をおこなうにあたり選んだ対象と方法をまず概観しておこう。

1. 調査の対象

(1) 調査地域

対象とした地域は表題にもかかげておいたように、北海道のなかのごく一小部分にすぎない石狩支庁と後志支庁である。そして後述するように、われわれは法務局に保管されている養子縁組届の閲覧からこの予備調査をはじめたので、対象とした法務局の側面からいうと、札幌法務局管内の本庁、小樽支局および岩内支局の管轄する区域ということになる。しかも石狩・後志支庁管内でこの三法務局の管轄からはずれる町村も、また、他の支庁に属してこの法務局の管轄内に入る町村も一部あることから、本調査の対象地域は札

幌法務局本庁・同小樽支局・同岩内支局管内といった方が正確であろう。要するにわれわれはこの地域内の市町村役場で受理された成年者を養子とする縁組を予備調査の対象として選んだわけである。

三局管内の市町村名はつぎのとおりである。

札幌法務局本庁

札幌市，江別市，千歳市，手稲町，石狩町，恵庭町，当別町，浜益村
広島村，厚田村，新篠津村

小樽支局

小樽市，余市町，積丹町，古平町，赤井川村，大江村

岩内支局

岩内町，倶知安町，京極町，喜茂別町，狩太町，蘭越町，共和村，
神恵内村，泊村，留寿都村，真狩村

これらの市町村はそれぞれ多様な性格をもっているわけであるが，予備調査では一応このような性格をとくに問題としないことにした。もちろんわれわれとしても，各市町村の性格，ことに農漁村と都市の差異などが養子制度にたいする意識，あるいは養子縁組に駆りたてる要因として重要な意味をもっていることを否定するわけではない。ただその重要性の故に予備調査では扱わないことにし，一そう検討した上で本調査のさいに取り扱おうと考えるわけである。したがってこのような無差別な取り扱いや対象地域の選択がきわめて便宜的なものであることをおことわりしておかなければならない。

(2) 調査対象時

調査の対象とした時期は，前記の法務局の管轄市町村で，昭和36年1月から12月までの1カ年間に受理された成年者の養子縁組である。これまた便宜上最近の1カ年を選んだにすぎない。養子縁組の動態的把握のためには，数年間を通じての実態とか，たとえば5年前10年前というような一定の時期的間隔をおいた実態の推移を調査しなければならないのであるが，予備調査では前記1カ年の静態調査に限定した。

2. 調査の方法

われわれはまず各法務局に保管されている養子縁組届を閲覧し、そのなかから成年養子のみを選び出して、受理日、養親および養子の本籍ならびに住所、性別、生年月日、配偶者の有無、有ればその年令、縁組が共同か単独か、実親の生存の有無、養子の実親との続柄等を転写した。つぎに養親と養子の双方にそれぞれアンケートを送付し、その回答を求めた。

アンケートは養親宛のものをアンケートⅠ、養子宛のものをアンケートⅡとし、Ⅰではなぜ養子をとることになったかを探ぐるために、またⅡではなぜ養子に行くことになったかを調べるために、それぞれその要因と推測されるような事項をかかげ、該当欄を①で囲むとか数字を記入すればよいようにした。そのなかで主なものをあげると、Ⅰにおいては職業、収入、学歴、同居家族数、養子をとった動機、届出前の養子との同居の有無、現在の同居の有無、養子との間が円満かどうか、養子との間の親族関係の有無等である。またⅡではⅠのうち養子をとった動機以外の事項は共通しているが、そのほかに養子に特殊なものとして、兄弟姉妹の数、実親の職業、実家の暮らしの程度、養子になった動機、養家の家業をつぐつもりかどうか、養親の面倒をみるつもりかどうか、養親に遠慮したり気を使うことがないかどうか等が主要な項目である。このほか養親宛のアンケートに、成年養子制度のかわりに相続契約や扶養契約という制度を設けることの是非をも、分りやすく説明して質問したが、難しい問題なのでアンケート調査でどの程度理解し回答しているかは疑問である。

このアンケートは昭和38年3月はじめに郵送した。したがって縁組当時、あるいは縁組届出時から1年ないし2年経過しているもので、事情や意識の変化も考えられ、縁組締結にいたらしめた諸要因は回答に正確には反映していないかもしれない。

そのほかにも調査の過程で理論的あるいは技術的欠陥がいろいろと明らかになってきたが、本調査のための仮説の設定という当初の目的は一応達し得

るのではないかと思う。

3. 縁組届からみた実態

縁組当事者が市町村役場の戸籍吏に提出した養子縁組届からも成年養子の実態はある程度把握し得る。ここではそのような実態を概観することにしよう。

1 成年養子の数

養子縁組の数については、そもそもある市町村における養子縁組の実数を出すためには、その市町村の「本籍人届出数」から「他市町村で受理し送付された数」を引き、それに「非本籍人届出数」を加えなければならない(加藤・前掲ジュリスト No. 232, 80頁)。

しかしわれわれが縁組届の閲覧を行なったさいに「他市町村で受理し送付された」ものをとくに区別しなかったので、養子縁組の実数、つまり三法務局管内の市町村で受理された届出の件数は正確にでてこなかった。われわれの調査した昭和36年の縁組届出総数およびこれを成年養子と未成年養子に分けたものが第1表である。この結果を他の調査の結果と正確に比較検討する

第1表 未成年養子と成年養子(その1)

	養子総数	未成年養子 (%)	成年養子 (%)
札幌法務局	945	734 (77.7)	211 (22.3)
小樽支局	390	291 (74.6)	99 (25.4)
岩内支局	147	114 (77.5)	33 (22.5)
計	1,482	1,139 (76.7)	343 (23.3)

ことはできない。というのは、法務省調査は各市町村で受理した縁組の件数を示し、山本調査は岡山市における「本籍人届出」(他市町村で受理し送付されたものを含む)を基礎にしており、これに反しわれわれの調査では前述

三法務局の「本籍人届出」と「非本籍人届出」の双方を含みしかも当然三局管内で重複しているものも幾つか含まれているからである。しかし参考までに一応比較してみると第2表のようになる。加藤教授は「全国の成年養子の

第2表 未成年養子と成年養子（その2）

	養子総数	未成年養子 (%)	成年養子 (%)
法務省第1調査	589	320 (54)	269 (46)
法務省第2調査	719	344 (48)	375 (52)
山本調査	1,151	501 (44)	650 (56)
相原・中川調査	1,482	1,139 (77)	343 (23)

割合は52%プラス・アルファと見るのがよいだらう」と述べられる（加藤・前掲ジュリスト81頁）。これからみると、われわれの調査地域の成年養子の割合は、従来の調査地域はいうまでもなく、全国平均よりもはるかに低いことになる。これは何を意味しているのか。一般に成年養子が全養子に対して占める比率は大都会になるほど低くなるとされているが、本調査地域には札幌市のように人口50万の都市や農村漁村も入っているので、さらにこれを分けて考察しなければならない。そしてより根本的には都市化の程度および家制度にたいする意識の強弱（両者はほぼ相関関係をなしていると思われるが必然性はない）などがあわせて考察される必要がある。この点も将来の研究の課題である。

上の成年養子数 343 件から三地区の中で相互に重複しているもの（37件）を差引いた結果 306 件が残った。これがわれわれの調査の対象とした成年養子の数である。つぎにこれらの養子縁組について考察してゆくことにする。

2 当事者の住所地との関係

縁組当事者は 780 人である（ここではもちろん夫婦が共同で養親となりあるいは養子となっている場合をそれぞれ 2 人と数えている）。これを縁組届

出当時の住所が三地区管内にある者と管外にある者とに分け、前者につき人口1万人にたいする割合（縁組率）を示したのが第3表である。780人中2

第3表 当事者の住所地（その1）

		管内に住所 を有する者	人口(万人)	縁組率
札幌 法務局	札幌市	296	57	5.2
	他の市町村	87	18	4.8
小樽支局	小樽市	122	20	6.1
	他の町村	30	6	5.0
岩内支局		41	12	3.4
計		576	113	5.1

註・人口は昭和35年7月のもので千人以下四捨五入してある。

人の住所は不明なので778人となり、そのうち576人が管内に住所を有するわけだから、その全体にたいする比率は74%である。そして縁組率は人口1万人につき約5人を示している。わが国の縁組率は未成年養子をも含めて大体10人程度で、北海道、近畿、中国、九州において比較的高く東北、関東において比較的低いといわれているが（山本・前掲102頁）、前述のようにこの調査では成年養子の全縁組数にたいする割合は2割強にすぎなかったのであるから、この5人という数からみて未成年養子を含めた縁組率は10人を越えることになり、従来いわれていたことと符合することになる。なおこの表は札幌や小樽という都市における縁組率が郡部に比較して高いことを示しているが、これが何を意味するのか明らかでない。

つぎに養親と養子を分けかつ夫婦が共同して縁組の当事者となっているものを一つに数えて作成したのが第4表である。これで見ると、管内に住所を有する者に関する限り養親と養子の数は大体等しい。しかしこれから養子についての需要と供給のバランスがとれていると即断することはできない。と

第4表 当事者の住所地（その2）

		管内に住所を有する者		管外に住所を有する者	
		養親	養子	養親	養子
札幌法務局	札幌市	112	124		
	他の市町村	33	32		
小樽支局	小樽市	51	45	80	77
	他の町村	14	11		
岩内支局		15	16)	
計		225	228		

いうのはここで養子の住所とされているのは実家の住所ではなくて、縁組届出時の養子の住所であり、しかも多くの養子は届出前にすでに養親と居住を共にしているからである。ちなみに、届出当時養親と養子の住所が同一であるものは、306件中235件であった。

当事者の居住する地域が直ちに縁組への誘因として働くのではないということに注意しておかねばならない。重要なのはその地域社会の職業別構成とか生活の程度であり、あるいはそこから生れてくる「家」の意識ないしは親子関係についての意識であろう。のちに検討する。

3 配偶者ある者の縁組

民法795条は「配偶者ある者は、その配偶者とともにしなければ、縁組をすることができない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合はこの限りでない」と規定している。そしてこの但書は養子夫婦の一方が養親の子（嫡出子）である場合にも類推適用されると一般に解されている。そこでつぎに、養親と養子の双方について共同縁組の場合と単独縁組の場合とに分け、後者をさらに通常の単独縁組の場合と795条但書適用の場合とに細分してみよう。それが第5表である。

まず養親についてみると、配偶者ある者の縁組は165件で全体の約54%を

第5表 共同縁組と単独縁組の件数

養親		養子	養男		養女		合計
			通常	795但	通常	795但	
養父母		12	102	2	27		143
養父	通常	3	20		24		47
	795但		9		7		16
養母	通常	14	46	8	25	1	94
	795但		3		3		6
合計		29	180	10	86	1	306

占めている。(山本調査では未成年養子をも含めてではあるが約70%とこれより少し高い。)このうちいわゆる配偶者の連れ子を養子とする場合は22件で、全体の約7%にすぎない。つぎに養子に配偶者ある場合は40件であるが、純粹の夫婦養子は29件で全体の9.7%となり、法務省第2調査における小都市の比率に等しい。すなわち、法務省調査では、大都市8%、小都市9%、郡部14%と都市化の遅れた地区ほど夫婦養子が多くなっている(山本調査では8%)。ところで養子について民法795条但書の適用される場合が11件あるが、このうち養男単独の縁組10件つまり全成年養子数の3.26%は婿養子である。つぎにこれらを当事者の性別から眺めてみよう。

4 当事者の性別

第5表からまず注目されることは、通常の単独養親で女の方が男よりも遙かに多いということである(養父47件、養母94件と養母の方の養父の場合のちようど2倍)。すなわちそれは成年養子全体の30.7%に達する。これが何を意味しているかはここからだけでは明らかでない(他の調査にはこれほど顕著な差は現われていない。山本・前掲74頁の第二一表参照)。第2に、養親で795条但書の適用される場合が、養母よりも養父の方が多いということである。これは夫の先妻との間の子を後妻が養子にするよりも、妻の連れ子

を夫が養子にする必要性の大きいことを意味しているのであろうか。第3に養子について、養男が圧倒的に多いことが注目される。通常養男単独縁組は180件であり、これは全体の58.8%、純粋単独養子の中でも67.7%を占めている。一般に婿養子（現行法上は、妻の氏を称する婚姻プラス養子、あるいは、養子プラス婚姻、また夫の氏を称する婚姻プラス養子という形で広く行なわれている）の多いことが指摘されている。たとえば加藤教授は、法務省調査の結果から、婿養子数の養子総数の中で占める割合はほぼ15—20%、また成年養子数の中で占める割合は大都市40%、小都市35%、郡部29%となっているといわれている（ジュリスト No. 232, 82頁）。この調査でも養男数の多いことは、795条但書適用の場合（10件）を含めて、相当数の婿養子の存在を示唆するものであろう。詳しくはアンケート調査の結果をまたねばならない。

5 養子の実親との続柄

養子の実親との続柄を調べることも興味深いことである。「長男には家を継がせ、次三男は養子にやる」ということは古くからよくいわれていることだからである。第6表によれば、長男が養子となっている場合は47人で全養

第6表 養子の実親との続柄

		長男もしくは長女	その他	合計
嫡出子	男	47	156	203
	女	34	42	76
非嫡出子	男	16		16
	女	11		11

註・夫婦養子の場合は養男のみ

男子の21.5%、次男以下は156人で71.2%となり、さすがに次男以下が圧倒的である。なお次男以下を多い順に幾つかあげてみると、三男54人、次男49人、四男24人となっている。しかしそれにしても長男あるいは長女の数が比

較的多いといえよう。なぜだろうか。これはおそらく、ひとつには配偶者の前婚の子である長男・長女を養子とするような場合が多いことに基づくのであろうが、さらに子の数は現実に長男から二三男と下降するにつれて漸減していったわけだから、やはり次男以下の子が養子にやられる比率は比較的高いと考えられる（なお山本・前掲64頁以下参照）。

6 当事者の年令

法制審議会民法部会小委員会における留保事項第二八は、年令要件について、(イ) 養子となるべき者は未成年者に限るものとすべきか、(ロ) 養親の年令を引き上げるべきか、(ハ) 養親子間に一定の年令差を必要とすべきか、の諸点についてはなお検討するとしている。したがってこの検討の資料としても当事者の年令の実態把握は不可欠のことであるが、同時にそれは今日行なわれている縁組の性格を知るうえにも重要な資料となろう。以下養子年令、養親年令、養親子間の年令差の順に述べてゆこう。なお年令はすべて届出当時の満年令による。

(1) 養子の年令 養子の年令を男女別に5才きざみで表にあらわしてみると第7表のとおりである。これからまず気付くことは、養子の年令が20才か

第7表 養子の年令(その1)

	男	女	計 (%)
20~24才	92	44	136 (40.6)
25~29才	75	26	101 (30.1)
30~34才	21	13	34 (10.1)
35~39才	16	19	35 (10.5)
40~44才	7	8	15 (4.5)
45~49才	5	1	6 (1.8)
50~54才	3	5	8 (2.4)
合 計	219	116	335 (100)

ら29才の間に圧倒的に集中していることである。養子数にして237人、それは養子総数の約7割にも達する。つぎに男女別にこれを比較すると、絶対数においても養男の数が養女のその2倍近くになるが、20～29才にみるとその差はもっと著しく、しかも30才以上は養男が急速にその数の減少を示しているのに養女の方はそれほどではないということは注目してよい。したがってこれらのことから、20才から29才までの養男が養子縁組の中できわめて大きい役割を果たしていることがわかる（養子総数の約50%）。そこでこの養子の性格をさぐるのために夫婦養子を除いてみると（第8表）、上述の特色

第8表 養子の年齢（その2）

	男	女	計 (%)
20～24才	92	41	133 (48.0)
25～29才	70	21	91 (32.9)
30～34才	15	5	20 (7.2)
35～39才	9	12	21 (7.6)
40～44才	2	4	6 (2.2)
45～49才	1	1	2 (0.7)
50～54才	1	3	4 (1.4)
合計	190	87	277 (100)

註・夫婦養子を除いた数

はいっそう際立っており、とくに20才から29才までの養男については、第7表における167人中162人までが単独養子であることが注目され、その全単独養子数にたいする割合は約60%ということになる。このようにみてくると、これらの養子は一般にいわれているように多くは婿養子の婿に該当するものであろうし（山本・前掲46頁）、とすれば、わが国の成年養子のひとつの大きな担い手はこの婿養子であるといっても過言ではあるまい。詳しいことは後述のアンケート調査の結果によって明らかにされるであろう。

なおこれらのことは他の調査の結果においてもほぼ同様である（山本・前

掲50頁には法務省第1調査・第2調査および山本調査を詳しく比較した表をかかげられているが、成年養子については20~35才と36才以上の二つにしか分けていない。なお山本46頁は「男子にあっては23才から29才までがむしろ全縁組のピークをなし、この7才間で、……全縁組の半数に近い43.36%を占めている」と報告されている。山本教授の「全縁組」とは未成年養子をも含んでいるので、この割合はわれわれの調査と比べて非常に高いことになる)。

(2) 養親の年令 まず男女別に10才きざみの表を作成してみよう。第9表により養父と養母とを比べてみると、絶対数においても年令別の数の増減に

第9表 養親の年令

	男	女	計 (%)
20~29才	0	1	1 (0.2)
30~39才	8	14	22 (4.9)
40~49才	40	64	104 (23.3)
50~59才	76	84	160 (35.9)
60~69才	53	56	109 (24.4)
70~79才	22	18	40 (9.0)
80才以上	3	7	10 (2.3)
合計	202	244	446 (100)

ついてもそれほど際立った差異はみられない。むしろ男女の差別なく40才から69才までの間に養親が集中していることが注目される(全体の83.6%に達する。より正確には、43才から67才までが350人で78.5%ともっとも多い)。養親の年令は養子を必要とするひとつの条件を示しているものと思われるがこれだけではその条件の内容を明らかにすることはできない。あえて憶測をするならば、40才を過ぎても子がないとか、あるいは女の子しかいないという状態、しかも老後の面倒をみてもらうとか家をついでくれる者の必要性、

そしてその必要性が現実化してきているために未成年養子では充足されないこと、等の諸事情が複雑にからみ合っているものと思われる。アンケート調査によって明らかにされるべきことがらである。

なお養親の最低年令と最高年令については、夫婦養親の養父は30才と84才、養母は26才と82才、また単独養親の養父は32才と77才、養母は37才と82才であった。

(3) 養親子間の年令差 年令差は最低5才から最高58才に至るまでは幅広く分布している。これを10才以下、11才から45才までを5才きざみに、そして46才以下とに分け、養男・養女と養父母・養父・養母の組合せによる数を示したのが第10表である。なおこの表は、共同縁組の場合に、養親について

第10表 養親子間の年令差

年令差	養親	養父母	養父	養母	計 (%)
10才以下	養男	5	0	0	7 (2.3)
	養女	2	0	0	
11~15才	養男	6	1	3	18 (5.9)
	養女	3	4	1	
16~20才	養男	18	2	12	43 (14.0)
	養女	3	4	4	
21~25才	養男	31	10	18	77 (25.2)
	養女	5	4	9	
26~30才	養男	26	4	12	59 (19.3)
	養女	7	6	4	
31~35才	養男	14	9	10	45 (14.7)
	養女	6	4	2	
36~40才	養男	7	3	8	31 (10.1)
	養女	4	6	3	
41~45才	養男	3	4	3	15 (4.9)
	養女	1	2	2	
46才以上	養男	2	0	5	11 (3.6)
	養女	0	1	3	
合計		143	64	99	306 (100)

は低い方の年令、養子については高い方の年令をとって作成したものであ

る。これをみればわかるように、年齢差は大体16才から35才までの間で大部分を占め(全体の73.2%)、その中でもとくに21才から30才の10年間で全体の44.5%となっている。養親子関係が自然的親子関係のない者の間に親子関係を創設するものである以上、自然的親子に似た年齢差(あるいは社会的に親子と考えられる年齢差といってもよいかもしれない)が要求されるべきだと思われるが、そのような見解からすれば8.2%を占める15才以下の縁組などは問題があるといわなければならない。

7 養子の実親の存否

この問題は成年養子については未成年養子と異なってあまり重要なことではないと思われる。もっとも場合によっては養子となる(あるいは養子にやる)ひとつの動機を形成することもある。しかし第11表のようにこの調査

第11表 養子の実親の存否

	総数	父母あり	父のみあり	母のみあり	父母なし
養男	219	111	19	58	31
養女	87	30	12	29	16
計(%)	306	141 (46.1)	31 (10.1)	87 (28.4)	47 (15.4)

註・夫婦養子の場合は養男についてのみ。

結果からは顕著なものがみられないので、なにも導き出すことはできなかった。

以上が縁組届からみた成年養子の実態の概要である。ここからでもいろいろな問題が推測のかたちで提起されたが、これらの点についてつぎにアンケート調査の結果により整理検討するつもりである。

[未完]

この調査は北海道科学研究費補助金の交付をうけて実施したものである。